

(目的)

第1条 この告示は、人口構造及び社会環境の変化に伴い顕在化しつつある地域福祉課題の解決を図るために市内の事業者、団体等が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより地域福祉課題の解決を支援し、もって地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

2 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 買物困難解決支援活動事業助成金、認知症高齢者等緊急短期入所受入事業助成金、中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金及び中山間地域通所系サービス等提供体制確保事業助成金をいう。
- (2) 小規模企業者等 小売業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5号の小規模企業者及び個人で事業を営む者をいう。
- (3) 地域活動団体 地域福祉課題の解決に資する活動を実施する団体をいう。
- (4) 移動販売事業 移動販売車（食料品、日用雑貨等を販売するための設備を備え付けた車両をいう。以下同じ。）を使用して、市内を定期的に巡回して実施する販売事業をいう。
- (5) 地区コミュニティ団体 原則として公民館区分を単位とした地区における課題の解決に向けた検討又は活動及び地区住民の連携等を図るための活動を実施する団体であって、おおむね10人以上で構成するものをいう。
- (6) 宅配サービス 電話、インターネットその他の通信手段によって注文した品物を注文者の居宅まで届けるサービスをいう。
- (7) 配達サービス 店舗で購入した品物を購入者の居宅まで届けるサービスをいう。
- (8) 宅配サービス等 宅配サービス及び配達サービスをいう。
- (9) 地域ケア圏域会議 四国中央市地域ケア会議推進事業実施要綱（令和3年四国中央市告示第145号）第3条第2号の地域ケア圏域会議をいう。
- (10) 買物支援活動 買物の付き添い、注文の代行その他の買物を行うことが困難である者を支援する活動をいう。
- (11) 短期入所生活介護費 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表の8の短期入所生活介護費（1日につき）に基づき算定する費用の額をいう。
- (12) 訪問系サービス 訪問介護、訪問看護（医療保険適用分を除く。）、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び第1号訪問事業をいう。
- (13) 通所系サービス 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び第1号通所事業をいう。

(14) 多機能系サービス 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 64 条第 1 項ハの看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）をいう。

（助成対象者）

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 買物困難解決支援活動事業助成金 小規模企業者等又は市内の地域活動団体
- (2) 認知症高齢者等緊急短期入所受入事業助成金 市内に事業所を有する短期入所生活介護事業者
- (3) 中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金 新宮地域又は嶺南地域を主たる事業実施地域とする訪問系サービス又は多機能系サービスのうち訪問によるサービス（以下「訪問系サービス等」という。）を提供する事業者
- (4) 中山間地域通所系サービス等提供体制確保事業助成金 新宮地域又は嶺南地域に所在する通所系サービス又は多機能系サービス（以下「通所系サービス等」という。）を提供する事業者

（事業区分等）

第 4 条 助成金の交付の対象となる事業の区分、経費及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（別紙 1）
- (2) 次に掲げる助成金の区分に応じ、次に定める書類
 - ア 買物困難解決支援活動事業助成金 助成事業概要書（別紙 2）
 - イ 認知症高齢者等緊急短期入所受入事業助成金 居宅介護サービス計画書等の写し
 - ウ 中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金 運営規程又は重要事項説明書
 - エ 中山間地域通所系サービス等提供体制確保事業助成金 運営規程又は重要事項説明書

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と決定したときは必要な条件を付して助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、助成金を交付することが不適当と決定したときは助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第 7 条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するときは、あらかじめ、助成事業変更承認申請書（様式第 4 号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成金実績報告書（様式第5号）に当該助成事業の実績が確認できる書類を添えて、別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、助成金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

(取消し及び返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正の手段によって助成金の交付を受けたものと認めた場合は、当該助成金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第47号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金について適用し、施行日前に申請した四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

附 則（令和8年3月30日告示第104号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金について適用し、同日前に申請した四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

助成金	事業区分	助成対象経費	助成金の額
1 買物 困難解 決支援 活動事 業助成 金	1 移動販売 車購入又 は改造助 成事業	新規に市内で実施する移動販 売事業であって、次に掲げる要 件を全て満たす事業の実施に 必要な移動販売車の購入又は 改造に要する経費 (1) 青果、精肉及び鮮魚（以下 「生鮮3品」という。）を販 売する事業であること。 (2) 複数の箇所において販売 するルートを設定し、原則と して週2回以上実施する事 業であること。 (3) 5年間以上継続して実施 する予定がある者が実施す る事業であること。	次の各号に掲げる者の区分 に応じ、それぞれ当該各号 に定める額 (1) 移動販売車を購入する 者 助成対象経費に3分 の1を乗じて得た額（そ の額に1,000円未満の端 数が生じたときは、これ を切り捨てた額。次号に おいて同じ。）と150万円 のいずれか少ない額 (2) 移動販売車を改造する 者 助成対象経費に3分 の1を乗じて得た額と50 万円のいずれか少ない額
	2 過疎中山 間地域移 動販売運 営助成事 業	市内で実施する事業であって、 次に掲げる要件を全て満たす 移動販売事業の実施に要する 経費 (1) 生鮮3品を販売する事業 であること。 (2) 周囲1キロメートル以内 に生鮮3品を取り扱う店舗 が存在せず、地区コミュニテ ィ団体から移動販売事業の 実施についての要請がある 地域（以下「過疎中山間地域」 という。）において実施する 移動販売事業であること。 (3) 1回当たりの利用者の見 込みがおおむね5名以下で ある小規模な事業であるこ と。	次の各号に掲げる者の区分 に応じ、それぞれ当該各号 に定める額 (1) 1週につき2回以上過 疎中山間地域で移動販売 事業を実施する者 20万 円。ただし、当該事業の実 施が一の年度につき6月 に満たない場合は、10万 円 (2) 1週につき1回過疎中 山間地域で移動販売事業 を実施する者 10万円。 ただし、当該事業の実施 が一の年度につき6月に 満たない場合は、5万円
	3 宅配サー ビス等運 営助成事 業	新規に市内で実施する宅配サ ービス事業又は配達サービ ス事業であって、次に掲げる要件 を全て満たす事業の開設に要	10万円（事業を開設する初 年度に係る経費に限る。）

	する経費 (1) 生鮮3品を配達又は宅配する事業であること。 (2) 地区コミュニティ団体からの要請に基づき実施する事業であること。 (3) 同種の事業を実施する者がいない地区を拠点とした事業であること。 (4) 3年間以上継続して実施する予定がある者が実施する事業であること。	
4 地域活動 団体買物 支援活動 助成事業	次に掲げる要件を全て満たす買物支援活動の実施に要する経費 (1) 地域活動団体が実施する活動であること。 (2) 高齢者の生活の利便性の向上につながる活動として地域ケア圏域会議において認められたものであること。 (3) 継続して実施することが可能な活動であること。 (4) 利用者の負担額が適正な額の活動であること。 (5) 1月当たりの利用者が5名以上見込まれる活動であること。	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 過去にこの告示の規定により、当該事業区分の助成金を受けたことがない者 次の活動の期間の区分に応じ、それぞれ定める額 ア 一の年度につき6月以上 20万円 イ 一の年度につき6月未満 10万円 (2) 過去にこの告示の規定により、当該事業区分の助成金を受けたことがある者 5万円
5 店舗バリアフリー 化支援助 成事業	市内に存する生鮮3品を販売する店舗のバリアフリー化のために改築若しくは改修又は設備若しくは備品の購入を実施する事業であって、次に掲げる要件を全て満たす事業の実施に要する経費 (1) 買物の利便性の向上に寄与する事業であること。 (2) 3年間以上継続して実施する予定がある者が実施す	助成対象経費（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と20万円のいずれか少ない額

		る事業であること。	
2 認知症高齢者緊急短期入所入事業助成金	1 緊急短期入所入体制確保事業	認知症その他の精神疾患又は高齢者虐待（虐待の疑いを含む。）の理由により地域包括支援センターの要請を受けて要支援又は要介護者を緊急に受け入れた事業に要する経費。ただし、助成の対象とする事業の日数は7日（地域包括支援センターにおいて特に必要と判断した場合にあっては14日）を上限とする。	要支援又は要介護者1人につき8,000円に受入を実施した日数を乗じて得た額
	2 区分支給限度額超過短期入所入助成事業	区分支給限度額を超過後においても継続して入所の必要があると地域包括支援センターが判断した緊急短期入所入体制確保事業によって受け入れた要支援又は要介護者を同センターの要請を受けて受け入れた事業に要する経費。ただし、助成の対象とする事業の日数は7日（地域包括支援センターにおいて特に必要と判断した場合にあっては14日）を上限とする。	短期入所生活介護費における保険給付費に相当する額及び特定入所者介護サービス費に相当する額
3 中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金	中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業	新宮地域又は嶺南地域において実施する訪問系サービス等に要する経費	訪問系サービスを提供した者1人につき500円に実施した日数を乗じて得た額
4 中山間地域通所系サービス等提供体制確保助成事業	中山間地域通所系サービス等提供体制確保助成事業	次に掲げる要件を全て満たす新宮地域又は嶺南地域において実施する通所系サービス等事業所の運営に要する経費 (1) 月15日（天候事情等やむ	200万円。ただし、事業運営期間が一の年度につき6月に満たない場合は、100万円とする。

供体制 確保事業 助成金		を得ない場合を除く。) 以上 開業すること。 (2) 助成事業期間中に指定権 者から重大な指定基準違反 に係る指摘を受けていない こと。	
--------------------	--	---	--

助成金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

助成金の交付を受けたいので、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金及び事業

(1) 助成金の種類

(2) 事業の区分

2 交付申請額

円

3 添付書類

(1) 申請額算出内訳書（別紙 1）

(2) 次に掲げる助成金の区分に応じ、次に定める書類

ア 買物困難解決支援活動事業助成金 助成事業概要書（別紙 2）

イ 認知症高齢者等緊急短期入所受入事業助成金 居宅介護サービス計画書等の写し

ウ 中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金 運営規程又は重要事項説明書

エ 中山間地域通所系サービス等提供体制確保事業助成金 運営規程又は重要事項説明書

(3) 市長が必要と認める書類

別紙 1

申請額算出内訳書

1 買物困難解決支援活動事業助成金

助成事業名	事業費の見込額	助成対象経費	申請額
(1) 移動販売車購入 又は改造助成事業			
(2) 過疎中山間地域 移動販売運営助成 事業			
(3) 宅配サービス等 運営助成事業			
(4) 地域活動団体買 物支援活動助成事 業			
(5) 店舗バリアフリ ー化支援助成事業			
計			

2 認知症高齢者等緊急短期入所受入事業助成金

(1) 緊急短期入所受入体制確保事業

事業所の名称	利用者名	利用日数	利用日数×基準額	申請額
計				

備考 利用実績が確認できる書類を添付すること。

(2) 区分支給限度額超過短期入所受入助成事業

事業所の名称	利用者名	利用 日数	介護報酬相当額		申請額
			短期入所生活 介護費相当額	特定入所者介護サ ービス費相当額	
計					

備考 利用実績が確認できる書類及び介護報酬相当額の明細が確認できる書類を添付すること。

3 中山間地域訪問系サービス等提供体制確保事業助成金

事業所の名称	提供月	提供回数	提供回数×基準額	申請額
計				

4 中山間地域通所系サービス等提供体制確保事業助成金

事業所の名称	事業運営月数	基準額	申請額
計			

別紙 2

助成事業概要書

申請者名	
助成事業の概要	
具体的な実施計画	
その他	

備考

- 1 具体的な実施計画欄は、詳細に記載すること。
- 2 市長が必要と認める書類のほか、次の各号に定める事業の区分に応じ、次に定める書類を添付すること。
 - (1) 移動販売車購入又は改造助成事業
 - ア 見積書
 - イ 購入の場合における仕様が確認できる書類又は改造の場合における既存車両の車検証の写し及び改造前の写真
 - (2) 過疎中山間地域移動販売運営助成事業
 - ア 地区コミュニティ団体からの要請が確認できる書類
 - イ 事業実施場所の周辺地図
 - (3) 宅配サービス等運営助成事業
 - 地区コミュニティ団体からの要請が確認できる書類
 - (4) 地域活動団体買物支援活動助成事業
 - ア 地域活動団体の組織構成等が確認できる書類
 - イ 実施する買い物支援活動の内容が確認できる書類
 - (5) 店舗バリアフリー化支援助成事業
 - ア 店舗平面図
 - イ バリアフリー化等の概要
 - ウ 現行店舗の写真及び見積書

助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった助成金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった助成金について、下記のとおり交付しない
ことと決定したので、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第6条の規定
により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

助成事業変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった助成金に係る助成事業の内容を下記のとおり変更したいので、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 交付変更額

既交付決定額	円
変更承認申請額	円
差引増減額	円

4 添付書類 様式第1号に添付した書類の変更前及び変更後が分かる書類

助成金実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった助成金に係る助成事業の実績について、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 助成金及び事業

(1) 助成金の種類

(2) 事業の区分

2 添付書類 助成事業の実績が確認できる書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

助成金確定通知書

年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった助成金については、下記のとおり確定しましたので、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

助成金確定額

円

助成金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地
名称
代表者職氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった助成金について、四国中央市地域福祉課題解決支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。